

# レジデンストラック

出入国規制の緩和

2020/09/06 作成

2020/09/17 改訂

- ・9月16日時点での確定公表情報です。変更となる場合もございますので、最新情報は各自ご確認くださいますようお願い申し上げます。
- ・情報の確認には細心の注意を払っておりますが、誤記等も含めて、一切の責任は負えませんので、悪しからずご了承くださいませ。



## 全ての国で出入国の制限が実施されています。

- ▶ 日本からの入国を制限している国・地域 . . . . . 121
- ▶ 日本から入国後に行動制限している国・地域 . . . . . 99
- ▶ 日本が**上陸を拒否している国・地域 . . . . . 159**

その他の国も、査証(VISA)の停止、航空機の運航制限等で、ほぼすべての国との間の出入国が制限されています。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について  
<http://www.moj.go.jp/content/001327502.pdf>

## レジデンストラック

- ▶ 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)
- ▶ 一般の国際的な往来とは別に、**ビジネス上必要な人材等**の出入国について**例外的な枠を設置**し、現行の水際措置を維持した上で、**追加的な防疫措置を条件とする仕組みを試行すること**としました。

## 主な防疫措置

※上陸拒否対象国の場合

- ・ 入国前の検査証明 ※
- ・ 空港での新型コロナウイルス感染症の検査 ※
- ・ 14日間の公共交通機関不使用
- ・ 14日間の自宅等（検疫所長が指定する場所）待機
- ・ 入国後14日間の位置情報の保存等



## 対象国

▶ 現在までに交渉が行われ合意がされたのは・・

タイ	(7月29日)
ベトナム	(7月29日)
マレーシア	(9月8日)
カンボジア	(9月8日)
ラオス	(9月8日)
ミャンマー	(9月8日)
台湾	(9月8日)

豪州、ニュージーランド、シンガポール、韓国、中国、香港、  
マカオ、ブルネイ、モンゴル等と交渉中

## 注意事項！！！ ①

►相手国によって、微妙にその要件、  
手続き等が異なります。

相手国の「日本大使館」と在日  
本の相手国の大使館のホーム  
ページを必ず確認して下さい!!!

感染症危険情報レベル3 (タイ、ベトナム、マレーシア、台湾)

[HTTPS://WWW.MOFA.GO.JP/MOFAJ/CA/CP/PAGE25\\_002003.HTML](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002003.html)

感染症危険情報レベル2 (カンボジア、ラオス、ミャンマー)

[HTTPS://WWW.MOFA.GO.JP/MOFAJ/CA/CP/PAGE25\\_002004.HTML](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002004.html)

## 注意事項！！！ ②！

- ▶ 「監理団体や受け入れ企業が責任を持つ例外的な措置」であることを理解しておく事

書類忘れ、誓約違反時には、受入企業・団体の名称の公表、本措置の利用禁止となる可能性があります。

誓約違反等が起こった場合は、当該企業・団体名が公表される他、本件措置の利用が今後認められない可能性があります

# レジデンストラック レベル3

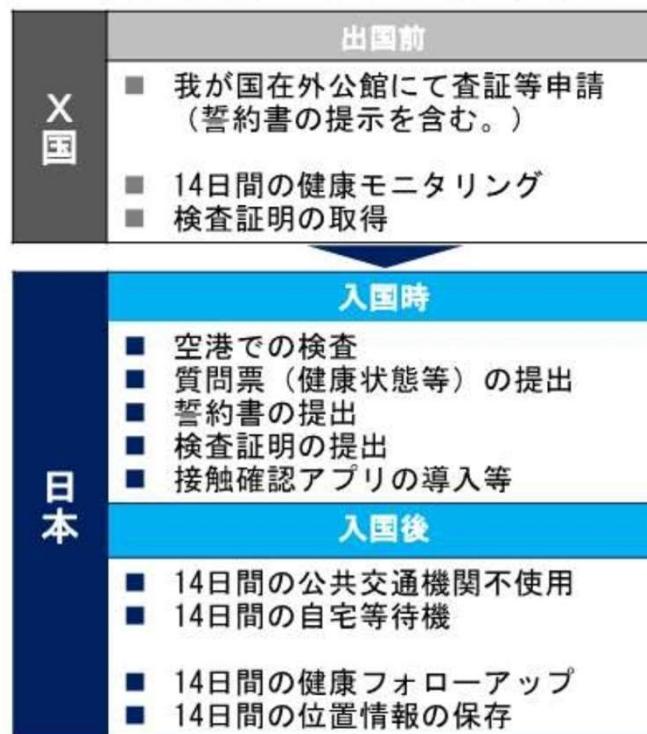
タイ、ベトナム、マレーシア、台湾

## 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置

(本邦入国／帰国の際に必要な手続・書類等について)

(入国拒否対象地域に指定されている国・地域（感染症危険情報レベル3）)

### 外国人レジデンストラック



- ▶ タイ・ベトナムとの間のレジデンストラックの手続きについて説明会  
<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai/pdf/20200806.pdf>

# レジデンストラック レベル2

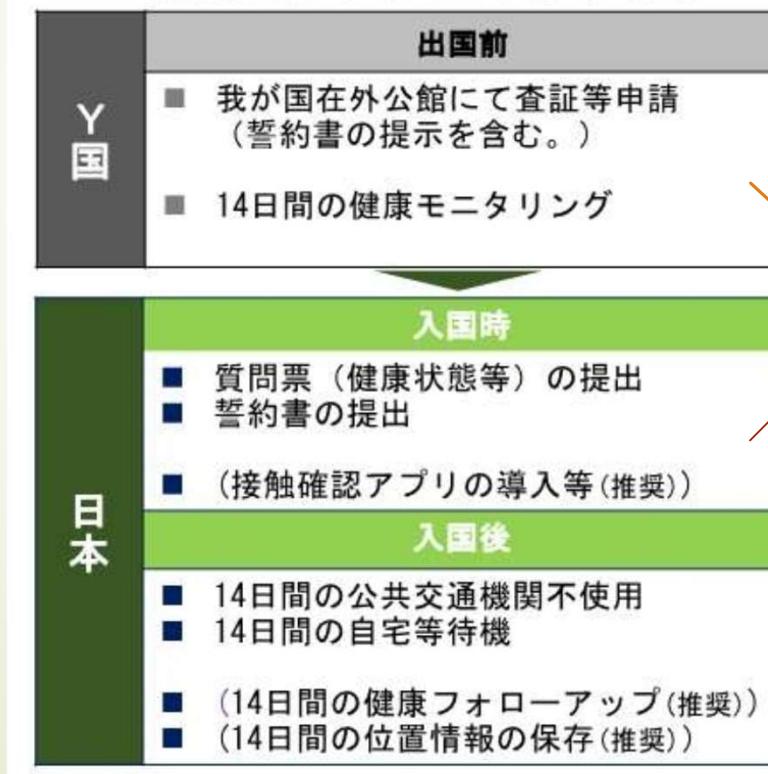
## カンボジア、ラオス、ミャンマー

### 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置

(本邦入国／帰国の際に必要な手続・書類等について)

(入国拒否対象地域に指定されている国・地域（感染症危険情報レベル2）)

#### 外国人レジデンストラック



入国情報、入国情報  
PCR検査が免除さ  
れます。

## 在外公館での査証発給等申請

➡コロナ規制前にVISAが発給されていても、申請が必要となります。

外国人の方が利用される際の査証・再入国関連書類提出確認書の申請について

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22\\_003381.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html)

### 査証申請に必要な書類（新規申請）

- (ア) 査証申請書（顔写真添付）
- (イ) 旅券
- (ウ) 在留資格認定証明書
- (エ) 誓約書 原本及び写しそれぞれ1通

# 誓約書

誓約書

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100076147.pdf>

- ▶ 十分に内容を確認して下さい。
- ▶ 受け入れ企業、監理団体、送り団体、本人、全員に説明をして理解させてあげて下さい。責任が追及される場合があります。受け入れ停止になる可能性があります。



受入企業・団体は、**原本を対象者の本邦入国後6週間保管し**、  
関係省庁から求めがあった場合には提出してください。

## 健康モニタリングの実施

- ▶ 日本入国前14日間モニタリングすること。
  - ▶ 検温すること。
  - ▶ 呼吸器症状がないか確認する事。
  - ▶ 倦怠感などコロナ感染症の症状がないか確認する事。

**発熱や、症状が見られたら、日本への渡航は中止する事。**



14日間のモニタリングの結果は、入国時に  
「質問票」に記入して提出します。

# 検査証明の取得

レベル3の国が対象　　タイ、ベトナム、マレーシア、台湾

- ▶ 搭乗予定**航空便の出発時刻前72時間**以内に「検査証明」を取得してください。
- ▶ **指定の検査機関**で検査を受けてください。  
ベトナム・・・「108病院」、「国立衛生疫学研究所（NIHE）検査・予防接種サービスセンター」
- ▶ **所定のフォーマット**を使用し、現地医療機関に記入及び署名を求めてください。  
<https://www.vn.emb-japan.go.jp/files/100083818.pdf>

# 民間医療保険への加入

- ▶ 入国時点で日本の公的保険制度（健康保険や国民健康保険）に加入していない場合、  
**民間医療保険に加入**して下さい。

※技能実習生の場合、事前加入は困難ですので、民間保険に加入して下さい。

<http://www.k-kenshu.co.jp/>

- JITCO外国人技能実習生総合保険
- JITCO特定技能外国人総合保険

※ JITCO保険は、出国時から保険の対象となります。

保険証券等を確認させていただくことがあります。また、入国時または入国直後に未加入であったことが発覚した場合には、「誓約書」違反となり、受け入れ企業・団体名の公表、本措置の利用禁止等の措置をとることがあります。



## スマホ設定の確認 等

1. 厚生労働省が指定する接触確認アプリ  
入国後14日間はアプリを利用して下さい。

アプリ利用方法(ベトナム語・日本語)

2. LINEアプリ

※受入れ団体の責任者が対応する事も可能です。

- LINEを活用した健康フォローアップ

<https://www.vn.emb-japan.go.jp/files/100077513.pdf>

3. 地図アプリ (位置情報を保存可能なもの)

参考：設定方法

iPhone

(日本語)

(英語)

Google Maps app

(日本語)

(英語)



## 質問票の記入

- ▶ 搭乗した機内で、「質問票」が配布されますので、記入方法等を、外国人に指導しておきましょう。
- ▶ 虚偽申告等も処罰がありますので、正しく記入するように指導しておきましょう。

### 質問票

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200904-25.pptx>



空港の検疫所で提出します。



## 日本への入国

- ▶ 現時点レジデンストラックによる入国検疫が実施され、海外との航空便が運航されているのは3空港のみ。

**成田国際空港  
東京国際空港(羽田空港)  
関西国際空港**

# 空港でのPCR検査

レベル3の国が対象 タイ、ベトナム、マレーシア、台湾

- ▶ 日本の空港において、PCR検査が実施されます。

## 空港の検疫官の指示に従ってください。

- ▶ 唾液による検査です。
- ▶ 結果が出るまで数時間待つことがあります。
- ▶ 指示に従って、空港内で待ってください。

## 成田空港検疫所での抗原検査受診の手順

<https://www.youtube.com/watch?v=V797v48wrsU>

- ▶ 陽性の場合、入院又は宿泊施設等での療養となります。

## 空港の検疫官の指示に従ってください。

陰性

日本へ入国です。出迎えの  
人が出口で待っています。

# 宿泊施設までの移動

- ▶ 公共交通機関の利用は出来ません。  
鉄道，バス，タクシー，航空機（国内線），旅客船等は利用禁止です。
- ▶ 自家用車・受入企業・団体所有車両・レンタカー・ハイヤーを利用して下さい。
- ▶ 宿泊施設等の待機場所までの移動の途中で公共施設の利用はしないでください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000672252.pdf>



可能であれば、空港近くのホテルで2週間の待機をお勧めします。最もリスクの少ない方法だと思われます。



## 宿泊施設までの移動

▶ 出発・・・その前に・・・

スマホアプリを再確認しましょう。

空港内でトイレを済ませておきましょう。

健康状態を確認し把握しておきましょう。

マスクを持ってきていることを確認しておきましょう。

以降の食事の段取りを確認しておきましょう。

※不特定との接触禁止ですから外食は出来ません。

- 長時間のフライトで疲れています。
- 初めての海外で興奮しています。
- 長時間の入国検疫で疲れています。

しっかりと確認して、出発してください。

## 宿泊施設・待機施設

### →原則、個室での待機となります。

自宅、社宅、親戚の家、友人の家、マンスリーマンション、ご自身で予約したホテルなどが対象になります。一方で、ウィークリーマンションにつきましては、不特定多数の方に対して反復継続して行われるような事業にあたりますので、対象外としています。

(**宿舎などのトイレやお風呂など、多数の人が共同で使用する場所がある施設は対象外**)

**個室、バス、トイレの個別管理等ができる施設を確保してください。**  
(個室の外にキッチンなどの共用スペースがある場合は、当該共用スペースは利用しないでください)。

### 水際対策の抜本的強化に関するQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/  
covid19\\_qa\\_kanrenkigyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html)



## 宿泊施設・待機施設

- ▶ 外出はさせないでください。
  - ▶ 不特定との接触は避けてください。
  - ▶ 後日、位置情報や接触追跡アプリ等で、誓約書違反が見つかると、当該企業・団体名が公表され、今後外国人の受入れが、認められない可能性があります
- 
- WIFIを確保してあげて下さい。
  - 食事の段取りをしてあげて下さい。
  - 洗濯の段取りも忘れないでください。

# 宿泊施設からの外出

9/11厚生労働省に確認

- ① 14日間は外出をしないで下さい。
- ② 不特定との接触は避けてください。
- ③ 食事等は、ホテルのルームサービスや宅配等を利用するか、受入れ団体の職員の方が買い出し等で対応して下さい。

これが原則。

(例外的運用)

- ④ ③の対応がどうしても不可能である場合は、生命・健康に関わる事ですから、弁当の購入、テイクアウト等の購入に限り、十分な感染拡大防止策を取った上で、短時間での外出で対応したとしても、仕方ありません。

その場合でも、

- ・コンビニ、スーパー、テイクアウト店以外へは絶対に行かない事。
- ・弁当等を購入したらすぐに宿泊施設へ戻る事。
- ・マスクを着用する事
- ・不特定との接触を避け、一定以上の距離を保つ事。

を確実に実施していただくよう指導して下さい。

## 待機中の入国後講習

- ▶ 2週間の待機中に、リモートで入国後講習をすることは可能です。
- ▶ 個室での待機が入国許可の条件ですから、絶対に、教室やその他の施設に実習生を集めないでください。
- ▶ テレビ会議システムを使って、講師と技能実習生が、同時に双方向で意思疎通する方法により実施してください。
- ▶ ビデオを流しただけでは講習とは認められません。
- ▶ 実施方法、実施した事実が客観的に確認できるよう、講習記録と同時に録画しておきましょう。
  - 講習カリキュラムは見直して確認してください。
  - 技能実習計画と大きく変更となつた場合は、実習機構に届け出ておきましょう。

# レジデンストラックの費用負担

- ▶ 基本、入国に必要な手続き・費用ですので、受け入れ側で負担しましょう。技能実習生から徴収しないように。
- ▶ 母国でのPCR検査費用も日本側で負担しましょう。

入国前に必要なPCR検査にかかる費用や、民間医療保険加入の費用、入国後の移動、14日間の待機期間中の食費等及び宿泊施設の確保に必要な費用は実習実施者が負担することが望ましく、技能実習生本人に負担させるべきではありません。

新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200904-24.pdf>

技能実習生がレジデンストラックを利用して入国する場合に関するよくあるご質問について

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200910-4.pdf>



## レジデンストラック

例外的に出入国が認められた外国人について、  
**受入企業・団体が責任を持つ**  
制度である。

**誓約書違反等が起こった場合  
企業・団体名が公表されます。  
以後入国が認められなくなる  
可能性があります。**



# 補足

1. 入国が技能実習計画よりも3か月以上遅れた場合は、技能実習機構に、変更届が必要ですので、注意してください。 2020/09/16  
<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200916-2.pdf>